

令和6年度佐賀県介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度佐賀県介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業業務委託

2 目的

介護職員の処遇改善を図るため、介護報酬の中に介護職員の処遇改善に係る加算が設けられている。

本事業は、これら加算の取得促進を図るため、事業所からの相談に対応するオンライン対応の相談窓口を設置し、相談を受け付けるとともに、事業所へ専門的な相談員（社会保険労務士等の本業務を行うために必要な知識及び経験を有する者（以下「相談員」という。））の派遣等を行うことにより、加算の取得に必要な就業規則及び給与規程の整備の具体的手順や規程の内容等に係る助言を行い、加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けた支援を行う。

これらの支援を行うことによって、介護職員の更なる処遇改善を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月26日（水）までとする。

4 委託料上限額

1,151千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務委託内容

(1) 個別相談業務

介護職員等処遇改善加算取得に必要な支援を行う。

- ・オンライン対応の相談窓口を設置し、事業所からの加算取得に係る相談を受け付ける。
- ・相談内容や事業所の要望に応じて、相談員の派遣又は電話若しくはオンラインによる相談対応を行う。
 - 1 加算要件を満たすための助言
 - 2 就業規則及び給与規程の整備の具体的手順や規程の内容に係る助言
- ・派遣先の事業所に対して相談員を派遣する前後にアンケートを行うこと。
 - 1 派遣先事業所の相談目的（取得を目指す加算）
 - 2 相談後に1の目的に対し、加算取得の意志の確認
- ・派遣先の事業所は、受託先で申込受付及び選定を行うが、疑義がある場合は県と協議

すること。

- ・ 1事業所当たりの派遣回数は原則1回（2回を限度）とし、1回当たり1時間半程度行うものとする。オンラインや電話対応の回数は制限を設けないが、1回あたり概ね30分程度を上限とする。

（2）説明会等開催業務

（1）の派遣業務以外に、事業者向け説明会等の加算の取得促進につながる事業を提案することができる。

6 実績報告の提出等

受託者は、相談の受付日、相談者、対応者、相談内容及び対応内容並びに派遣した相談員、派遣日時、派遣先事業所名、相談内容及び説明内容等を記録すること。また、説明会等を開催した場合は、開催日時、参加事業所及び参加人数等を記録すること。

受託者は、業務が完了したときは、速やかに「業務完了報告書（アンケート結果を含む）」を作成し、県に提出するものとする。

なお、委託期間中においても、本業務の遂行上必要があると認められるときは、随時報告を求めることがある。

7 委託料の支払い等

委託料の支払いは、完了払いとする。

8 その他

- （1）本業務の実施にあたっては、受託者は県と十分に協議すること。
- （2）受託者は、業務委託契約書及び本仕様書並びに県の指示に従い、委託事業を実施すること。
- （3）個人情報の適正な管理に努め、契約締結後速やかに、個人情報の管理体制等について、書面により県に報告することとし、個人情報の管理体制等に変更があった場合は、書面により県に報告すること。